

随意契約理由書

1 工事名

北部流域下水道事務所緊急補修工事

2 随意契約理由

北部流域下水道事務所の高圧ケーブル及び、気中開閉器が損傷し、停電状態となった。一時的に自家発電設備による運用を行っているが、自家発電設備の容量や燃料に制限があるため、下水道事業運営に支障をきたし、府民生活に影響を与えかねない状況である。本工事は損傷した北部流域下水道事務所の高圧ケーブル及び、気中開閉器を緊急的に取り替える工事である。

本工事を施工するにあたっては、大阪府北部流域下水道事務所 自家用電気工作物保安管理業務（R4-3）にて受注している株式会社エイビックが当該設備に精通しており、取り替える気中開閉器およびケーブルを速やかに準備できるため、唯一、施工可能な同社と、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の規定により、随意契約を締結したい。

3 比較見積省略理由

本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積を徴収すべきであるが、同規則の運用第62条関係第2項第10号（施設の修繕等で緊急に行わないと施設運営上著しく支障をきたすこととなるもの）の規定により、比較見積りの徴収を省略する。